

第 2 2 回

総会議事録

日 時 令和4年3月14日（月）13時15分
場 所 山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和4年1月20日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 敏嗣	第3ブロック長
出	5	今野 智夫	第2ブロック長
出	6	丹野 都弘	
出	7	阿部 芳徳	
出	8	草苺 典美	
出	9	丸子 宏	運営委員、編集委員
出	10	長澤 弘	運営委員
出	11	鏈水 豊	
出	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	第1ブロック長、編集委員
出	15	新関 さとみ	農政委員会副委員長、編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会委員長
出	17	工藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	運営委員、編集委員
出	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

第22回総会（定例）

日 時：令和4年3月14日（月）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第22回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第101号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第102号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第103号 農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の変更について

議第104号 農用地利用集積計画について

議第105号 農用地利用配分計画案について

議第106号 利用状況調査に係る非農地判断について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第5条届出書の受理について

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(4) 農地法第43条第1項の規定による届出書の受理について

(5) 農地改良届出書の受理について

(6) 農地法第5条の規定による許可について

6 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和4年4月13日（水）

次回の委員調査について 令和4年4月11日（月）

7 その他

- (1) 山形市農業委員会農地事務取扱要領の見直しについて
- (2) 令和4年度利用集積計画の事務処理年間予定について

8 閉 会

第 2 2 回総会議事録

(令和 4 年 3 月 1 4 日 (月) 市庁舎 1 0 階 委員会開催室)

出席委員 2 4 名
欠席委員 0 名
開 会 午後 1 時 1 5 分

事 務 局	<p>現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>在任委員数 2 4 名、出席委員数 2 3 名で、長澤委員から遅れる旨の連絡をいただいております。出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>山形市農業委員会総会議規則第 5 条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はおりません。</p> <p>ここで、議長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
議 長	<p>(開会) 及び (あいさつ)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、7 番阿部委員、8 番草苺委員にお願いし、書記に加藤主幹を任命します。</p>
議 長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第 1 0 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書は 1 ページ、議第 1 0 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてお願いします。</p> <p>案件は 2 ページから 4 ページに記載した 7 件となります。</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>8 2 号と 8 3 号は出羽地区漆山南原の畑 3 筆 1 3 a と漆山野地の畑 1 2 a について、同じ譲受人の経営拡張に係る所有権移転となる案件であります。委員調査を行っております。</p> <p>8 6 号は、楯山地区千石の田 2 筆 2 2 a について、同一世帯の妻へ部分受贈する案件であります。</p> <p>当該農地は、「仮称 山形北インター産業団地整備の事業予定地」のエリアにあります。令和 4 年のみ稲作することになります。</p>

	<p>87号は、大郷地区船町の田畑4筆20aについて、無償受贈となる案件です。</p> <p>当該農地の相続を受けた譲渡人が、所有地の整理を希望したため、長年にわたり事実上耕作を行っていた譲受人が、稲作と蔬菜栽培を行います。</p> <p>88号は、南山形地区黒沢の果樹園2筆15aについて、隣接地の買受となる案件であります。</p> <p>当該農地の相続を受けた譲渡人4名が、所有地の整理を希望したため、隣地で果樹栽培を行っている譲受人が取得し、桃を新植するものです。</p> <p>89号は、金井地区内表の現況畑41㎡について、隣接地の買受となる案件であります。</p> <p>当該農地は、12月第19回定例総会において建築条件付き転用許可を行った農地の残地部分で、隣接で蔬菜栽培を行っている譲受人が一体的に利用致します。</p> <p>91号は、滝山地区岩波と神尾の田畑6筆129.5aについて、経営移譲に係る使用貸借権設定となる案件であります。</p> <p>貸出人は同一経営体の子に経営を順次移していく予定であることから、申請に至ったものです。</p> <p>なお、90号は受付を行ったものの、申請者の都合により次回総会に上程することとなりますので、今回は欠番となります。</p> <p>以上7件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>なお、説明は1分以内でお願いしたいと思います。</p> <p>はじめに、82号・83号について16番金子委員から報告をお願いします。</p>
<p>金子委員</p>	<p>16番金子です。82号・83号の申請地につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は、所有権の移転で譲受人は天童市■■■■の■■■■さん会社役員で土木業を中心とする■■■■株式会社を経営しております。世帯員は本人と妻と後継者32歳になる息子さんと、息子さんは譲受人が経営する会社に勤めております。使用目的は新たに農地を取得しバナナを栽培することです。皆様のお手元に現在会社の敷地で育てているバナナの栽培状況写真をお配りしております。農業機械はトラクター3台と軽トラック2台を所有しております。天童市在住ですが、以前は漆山にお住まいになっていたようです。天童市農業委員会からの耕作証明書を確認しております。譲渡人は共に漆山の■■■■さんと■■■■さんです。バナナ栽培に至った経緯については、経営する会社に現在ベトナムの留学生2名が働いており、バナナ栽培のノウハウを持っており技術を活かし現在会社の敷地で無農薬バナナを栽培しています。申請地は、共に耕作が行われておらず、耕作放棄地の解消にも繋がると思われます。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。</p>

議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。質問等の際は、議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。無いようですのでお諮りします。
推 名 委 員	20番推名です。バナナは売るのが。採算ベースはどうなのか。
金 子 委 員	委員調査時に結城さんに出荷先等についても伺ったが、初めは趣味程度で出荷先や採算が取れるかどうかは、あまり考えていないとのこと。調査時に同席した代理人の佐藤さんのお話しでは、ベトナムに研修生の受け入れに行った際に、現地でバナナ栽培を見て自分もやってみたいと苗木を購入し会社の敷地にハウスを設置し始めたのがきっかけのようです。うまく育てば市場などに出荷したい考えはあるとのことでした。暖房費は相当かかるようです。種苗費については、かからないとのこと。うまく育てばどんどん増やしていきたいとのこと。
森 田 委 員	耕作面積7,637㎡とあるが、全部バナナを栽培しているのか。
金 子 委 員	天童市、東根市の農地が大半であり野菜が中心のようであるが、中々手が回っていない現状である。バナナは会社の敷地（農地以外）にハウスを建ててベトナムの留学生と一緒に栽培している。水をやることは欠かすことができないようです。このたび、初めて農地に自らの資材でハウスを建てバナナ栽培を行うこととなっております。
議 長	他にございますか。
議 長	無いようですのでお諮りします。 議第101号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第101号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。
議 長	次に進みます。 議第102号農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案書は5ページ、議第102号農地法第5条の規定による許可申請についてお願いします。 案件は6ページから8ページまでの13件で、位置図は9ページからになります。

9ページをご覧ください。

77号の申請地は、山形県ろう学校の北西620m程に位置する南山形地区谷柏元下谷柏の田24㎡であります。

転用目的は、自家用駐車場の設置です。申請者は、市内在住の3人家族の会社員で、実家の住宅敷地に一般住宅を新築するにあたり、斜線で示した父の農地を借受け、駐車スペースとして利用するものです。2種農地と判断しております。

次に10ページをご覧ください。

78号の申請地は、老人ホームあたご荘の西250m程に位置する滝山地区上桜田の田2.6aであります。

転用目的は、一般住宅の建築です。申請者は、市内在住の2人家族で、将来を見据えた戸建住宅建築を検討していたところ、通勤にも便利で住環境も良い当該農地が見つかり譲受けるものです。2種農地と判断しております。

次に11ページをご覧ください。

79号の申請地は、78号に近接する滝山地区上桜田の田6.6aであります。

転用目的は、雑貨販売も兼ねる飲食店の建築です。委員調査を行っております。

次に12ページをご覧ください。

80号の申請地は、飯塚コミセンの西1.3Km程に位置する飯塚地区飯塚町の畑2.9aであります。

転用目的は、一般住宅の建築です。申請者は、市内在住の3人家族の団体職員で、子育てに適した環境であり、勤務地へのアクセスが良いところに住宅を建築したく土地を探していたところ、当該農地が見つかり譲受けるものです。集落接続の1種農地と判断しております。

次に13ページをご覧ください。

81号の申請地は、老人ホームあたご荘の南東220m程に位置する滝山地区岩波の畑3.5aであります。

転用目的は、建築条件付き宅地分譲です。申請者は、天童市の不動産業者です。造成後、土地の買手が見つからなかった場合、事業者自ら住宅を建設する意思と資金力があることなど、転用許可に必要な諸要件を満たしていることを事務局において確認しております。2種農地と判断しております。過去3年建築条件付き転用2案件で、すべて完了しております。

次に14ページをご覧ください。

82号の申請地は、学校給食センターの南東880m程に位置する南沼原地区沼木の畑2.9aであります。

転用目的は、一般住宅の建築です。申請者は、市内在住の3人家族の会社員で、自然に恵まれ、子育てに適した静かな環境に住宅を建築したく土地を探していたところ、当該農地が見つかり譲受けるものです。集落接続の1種農地と判断しております。

次に15ページをご覧ください。

83号の申請地は、三河橋右岸側に近接する金井地区志戸田の畑25㎡であります。

転用目的は、駐車場の設置です。申請者は、市内の土木建築等業者で、当該農地の南側はすでに事業用車両等駐車場となっており、低利用地となっていました。譲受人と協議が整ったため、取得に至ったものです。2種農地と判断しております。

次に16ページをご覧ください。

84号の申請地は、児童遊戯施設「べにっこひろば」の北西620m程に位置する大郷地区今塚の畑2筆2.4aであります。

転用目的は、宅地分譲です。申請者は、市内の建設業者で、併用地となる宅地を合わせた約11.5aに合計5区画の販売を計画しています。なお、農地が含まれる3区画分は、建築条件付きとなることから、81号案件と同様、事業者に対し転用許可に必要な各種要件を満たしていることを事務局において確認しております。2種農地と判断しております。過去3年建築条件付き転用2案件で、いずれも完了期限を迎えておらず、事業継続中です。

次に17ページをご覧ください。

85号の申請地は、東北芸工大の北東430m程に位置する滝山地区岩波の田3.3aであります。

転用目的は、一般住宅の建築です。申請者は、市内在住の3人家族の公務員で、自然に恵まれた環境で子育てをしたいと考え、土地を探していたところ、当該農地が見つかり譲受けるものです。2種農地と判断しております。

次に18ページをご覧ください。

86号の申請地は、第二中学校の西320m程に位置する樫沢地区砂塚の畑2.5aであります。

転用目的は、駐車場の設置です。申請者は、隣接地の自動車修理販売業者で、近年、自動車整備の受注が増加傾向にあり、整備車両の駐車スペースが恒常的に不足していたことから南側の当該農地を取得し、約6台分を確保するものです。1種農地であります。既存敷地の2分の1以内の敷地拡張の条件が適用されると判断しております。

次に19ページをご覧ください。

87号の申請地は、86号の東側に位置する樫沢地区砂塚の現況畑2筆6.7aであります。委員調査を行っております。

次に20ページをご覧ください。

88号の申請地は、第十小学校の南西320m程に位置する飯塚地区やよい二丁目の現況畑3.2aであります。

転用目的は、農家分家住宅の建築です。当該農地は、令和3年7月の第14回総会にて、農用地除外することが適当とされた案件です。3種農地と判断しております。

次に21ページをご覧ください。

89号の申請地は、大郷地区西中野の現況畑16.2aであります。委員調査を行っております。

	<p>以上の13件につきまして、ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。 79号について16番金子委員から報告をお願いします。</p>
<p>金子委員</p>	<p>16番金子です。79号について、申請人はあこや町三丁目1-7 [REDACTED]さん、転用目的は、飲食店と雑貨店の移転になります。現在は同あこや町三丁目です。以前から周辺の環境面等から東北芸術工科大学付近に店舗を移転したいと考えており、複数候補地を検討した結果、申請地所有者から承諾を得られたため申請に至っております。申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。申請地は、山形市養護老人ホームあたご荘から西へ約250mに位置する農地です。10ha未満の小集団農地であり、市街化区域から500m以内にあることから2種農地です。被害防除対策として、汚水・生活雑排水は公共下水道で、雨水は地下浸透となります。土地改良区は区域外です。土地取得費は、[REDACTED]円、土地造成費は、[REDACTED]円、建築物費は[REDACTED]円。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、87号について18番佐藤委員から報告をお願いします。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>18番佐藤です。申請人は、山形市富の中一丁目1-3(株)東日本エステート 代表取締役 五十嵐一彦さんで転用目的は宅地分譲2区画建築条件付きになります。市内で不動産業を営む法人であり、事業収益を図るため宅地分譲を計画した。当該地は、市街地への交通アクセスも良く、利便性の高い住環境を提供できると考え計画地として選定。所有者からの承諾を得られたため申請に至っています。第1種農地であるが集落に接続し設置されるものから、申請地に代えて他に代替できる土地もなく、やむを得ないものと認められる。なお、当該許可は、建築を条件とするものです。申請地は、山形市立第二中学校から西へ約320mの場所に位置する農地である。10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、1種農地と判断した。被害防除対策は、汚水・生活雑排水は、公共下水道で雨水は、地下浸透になります。開発許可は、事前協議済みで見込みあり、最上川中流土地改良区より意見書あり、市道縁石撤去に係る工事の協議済みです。土地取得費は、[REDACTED]円、1㎡あたり約[REDACTED]円、坪あたり約[REDACTED]円、土地造成費は、[REDACTED]円、建築費2棟で[REDACTED]円、1棟当たりの売買価格は土地・建物込みで[REDACTED]円です。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。</p>

議 長	引き続き、89号について18番佐藤委員から報告をお願いします。
佐藤委員	18番佐藤です。申請人は、山形市旅籠町一丁目12-35、山形農業協同組合 代表理事組合長 岡崎輝明さんです。転用目的は一時転用で果樹団地造成に伴う客土置場になります。造成事業に使用する客土の一時保管場所が必要となり、工事期間中の一時的な利用として申請に至っております。申請地は、山形市立大郷小学校から南西へ約460mに位置する農地です。10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、1種農地と判断しております。被害防除対策として汚水・生活雑排水は、ありません。雨水は、地下浸透になります。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
高橋委員	お願いになります。80号・83号案件の位置図と案内図に目印となるものが記載されていないため、申請場所の見当がつけづらいので今後、記載方よろしくをお願いします。
事務局	今後、ランドマーク等を記載するなど対応してまいります。
今野委員	所有権移転の案件において、委員調査案件は土地の取得費を説明いただいているが、事務局説明案件においては、説明がない。できれば参考として報告いただけると相場等把握できるのだが。いかがでしょうか。
事務局	必要であれば、報告に含めることもできますし、質問をいただければお答えすることもできます。今後、皆様への示しかたについては検討させていただきたいと思っております。 (今野委員了承)
工藤委員	17番工藤です。89号案件で一時転用客土置場ということですが、大郷小学校より460mということで、国道沿いでダンプ・トラックの出入りが多くなる。また、これから新年度を迎えるにあたって交通安全上、大丈夫なのか。
丹野委員	6番丹野です。国道112号線沿いになりますが、今申請地と国道を挟んだ反対側の歩道が小学生の通学路になっておりますので、通学上支障はないと思われまます。 (工藤委員了承)

議	長	他にございますか。
議	長	無いようですのでお諮りします。 議第102号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、第102号農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決めます。
議	長	次に進みます。 議第103号農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の変更について、上程します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案書は22ページ、議第103号農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の変更についてお願いします。 23ページをご覧ください。 これらの農地は、令和2年5月の第38回総会等において、農地取得の下限面積を0.1aとする指定をし、24ページのとおり告示を行った農地29筆のうちの11筆で、農地法3条の許可に基づく所有権移転登記が行われたことから、その指定を解除するものです。 以上につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 無いようですのでお諮りします。議第103号について、変更することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、第103号農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の変更について、設定区域を変更することに決めます。 (午後1時57分より長澤委員が参加)
議	長	次に進みます。 議第104号農用地利用集積計画について、上程します。 なお、本議案には1番安達委員、18番佐藤委員、20番推名委員に関する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、総会では参与を控えていただくこととなります。 事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案書は25ページ、議第104号農用地利用集積計画について

<p>議 長</p>	<p> お願いします。 計画内容は、26ページから80ページまでとなります。 はじめに26ページをご覧ください。令和4年2月受付分の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の「利用権設定」と「所有権移転」の集計表となっております。 まず、「利用権設定」を行う合計面積は1,953.8aで(1)に地目別面積を(2)に作物別面積を記載しております。 (2)作物別設定面積ですが、稲作は合計1,870.1aで契約期間6年未満が19筆、10年未満が16筆、10年以上が46筆です。果樹は合計41.3aで、期間は6年未満が1筆、10年以上が2筆、麦類は31.4a2筆で期間は10年以上、露地野菜は11.1aで10年未満と10年以上がそれぞれ1筆ずつの契約となっております。 また、「所有権移転」を伴うものは、右上の表のとおり合計115.7aとなっております。 「利用権設定」に係る個別の申請内容は、35ページ記載の83号からから34ページ記載の132号までの50計画88筆です。うち43筆が更新で45筆が新規分となります。なお、稲作に係る賃借料は1反当たり最高で2万円となっております。 「所有権移転」に係る個別の申請内容は、35ページから36ページまでの8件9筆で、取得費は記載のとおりです。なお、10号については、兄弟間での贈与のため無償になったものです。 37ページをご覧ください。令和3年11月受付分の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の集計表となっております。 まず、「利用権設定」を行う合計面積は8,563.8aで(1)に地目別面積を(2)に作物別面積を記載しております。 (2)作物別設定面積ですが、稲作は合計8,172.6aで契約期間6年未満4筆、10年未満12筆、10年以上360筆です。麦類は222.6a12筆で期間は10年以上、露地野菜は161.5a24筆で10年以上、果樹は7.1a2筆で10年以上の契約となっております。 個別の申請内容は、38ページから80ページまでの208計画414筆です。うち320筆が農協転貸からの切替で、実質の新規は94筆となります。なお、稲作に係る賃借料は1反当たり最高で1万8千円となっております。 なお、本日の審議内容を市長へ報告し、農地中間管理事業に係る利用集積計画は3月25日に、それ以外は4月1日に利用集積計画が公告される予定です。 以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。 ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 無いようですのでお諮りします。議第104号について、適当であると認めることに異議ありませんか。 </p>
------------	---

		(異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、第104号農用地利用集積計画案について、 適当であるとの意見とすることに決します。
議	長	次に進みます。 議第105号農用地利用配分計画案について、上程します。 事務局の説明を求めます。
事	務	議案書は81ページ、議第105号農用地利用配分計画案について お願いします。 82ページをご覧ください。 いわゆる農地中間管理事業に受け手変更となる案件です。これは、 現在3経営体の方と契約が結ばれている11筆186.4aについて、 4月より4経営体が新たに耕作する計画となります。 なお、本日の審議を経て、4月15日には県から配分計画の認可 4月26日に公告され、新たな契約が成立する予定です。 以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議	長	無いようですのでお諮りします。議第105号について、適当で あると認めることに異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、第105号農用地利用配分計画案について、 適当であるとの意見とすることに決します。
議	長	次に進みます。 議第106号利用状況調査に係る非農地判断について、を上程し ます。それでは事務局の説明を求めます。
事	務	議案書は83ページ、議第106号利用状況調査に係る非農地判 断についてです。 今年8月利用の状況調査で、再生利用が困難な荒廃農地 B分類と された農地を「非農地」と判断するかについて審議するものです。 84ページをご覧ください。令和3年8月に行った農地パトロー ルを踏まえ、再生困難農地、いわゆるB分類につきましても、非農 地判断の適否について関係部署への確認、所有者に対し「非農地判 断に関する確認書」を送付いたしたところではありますが、記載の1 件115㎡について判断を頂くものです。なお、参考資料として対 象農地の現場写真をお配りしておりますので、ご参照ください。当 該農地について、経営移譲年金、相続税・贈与税の納税猶予に該当

<p>議 長</p>	<p>しておらず、土地改良区受益地や、多面的機能支払交付金などの補助対象地になっていないことを確認しております。</p> <p>また、「非農地判断に関する確認書」により対象農地の所有者から非農地判断についての同意を得ております。</p> <p>なお、当該農地の状況は地元の委員から説明をお願いいたします。農地の状況を皆様から確認いただくため、地元の3番高橋委員から説明をお願いします。</p>
<p>高 橋 委 員</p>	<p>3番高橋です。場所は山形市蔵王山田地区で古竜湖に向かう道路から少し入った雑木林に覆われているところになります。今申請地以外にも3箇所ぐらいあったが本人からの承諾が得られなかった。蔵王地区には他にも農地パトロールにおいて非農地判断できそうな箇所がたくさんあるが、航空写真等から草が生えた程度で山林化しておらず畑に見える等なかなか承認ならないところがある。</p>
<p>草 苺 委 員</p>	<p>非農地判断については、異議はありません。議案書の「利用状況調査委員」の欄に調査協力員の氏名が記載されている。「農地か非農地」を判断するのであれば、農業委員・最適化推進委員も現場立ち合いを行っているので、どちらかを記載すべきと思うが。調査協力員を記載する根拠はあるのか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告書に基づき、調査協力員の氏名を記載させていただいておりますが、今後、農業委員・農地利用最適化推進委員も現場確認を行っているので、そのように対応していきたいと思っております。</p> <p>(草苺委員了承)</p>
<p>今 野 委 員</p>	<p>航空写真、現場写真、地図の資料を整えれば、非農地判断ができるという考え方でよいのか。また、時間はどのくらいかかるのか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>資料的なものは、今野委員からあったとおり航空写真、現場写真、地図等で総会にお諮りすることは可能です。ただし、実際には農地パトロールの結果をもって、事務局と打ち合わせや土地改良区との調整など妨げになる権利などないかを踏まえ、現場確認等を行ってようやくこの時期の審議に至っておりますので、半年ぐらい期間を要しております。</p>
<p>草 苺 委 員</p>	<p>今回から郵送での対応となり南山形地区でも8件ぐらい送付し2件ぐらい地目変更をすることに対して断られた。非農地判断することの趣旨がうまく伝わらなかったのか。これまでは、個別訪問して、理解を得ておったが簡素化したことで、所有者へのアフターフォローが必要かと思った。また、非農地判断するにあたっては、農振農用地にあっては農政課との調整が必要となるので、安易に進めず必</p>

	ず事務局と一緒に進めるべきと思います。
鑑水委員	非農地判断するだけでなく、目的は登記地目を変えるところまで関わっていかねばならないと感じている。
事務局	昨年6月の通達で農地パトロールのあり方が変わった。併せて登記に関わる通達もきている。現況地目については、資産税課とも連絡を取り合っているので課税の観点からは、問題ないかと思っている。また、登記地目変更まで行った場合においては法務局と資産税課、農業委員会ともにデータ連携が図られております。
鑑水委員	高瀬地区は大部分が中山間地域になっており、相当山林化している。すべてを非農地判断していたら膨大な業務量になる。農業委員会事務局と本人が事前に相談をして土地の所有者が自ら法務局に出向いて地目変更申請すれば、スムーズに変更ができて農家の方々のためになるのではと思うのですが。
會田委員	自ら法務局に出向いて地目変更を申請し、登記地目を変更している事例もあると聞く。どちらが正しいのか。もう一点、税金について聞かれることがあります。どう答えればよいのか。
事務局	登記官によっては、農業委員会からの非農地証明をもらってきてくださいと指導する方もいるようです。「山形市においては、非農地証明を持たずに直接地目変更申請する方が多いのでは。」との声を法務局からお話をいただくことがあります。課税については、「資産税課にお尋ねください。」とお答えしていただくのがよろしいと思います。
議長	他にございますか。
議長	無いようですのでお諮りします。 議第106号について、非農地とすることに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、議第106号利用状況調査に係る非農地判断について、非農地とすることに決めます。
議長	これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事務局	報告事項は、案件名とその件数を読み上げさせていただきます。 議案書85ページをお願いします。 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について内容

	<p>は86ページから90ページまでの11件です。 議案書91ページをお願いします。 農地法第5条届出書の受理について内容は92ページの3件です。議案書93ページをお願いします。 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について内容は94ページから98ページの38件です。 議案書99ページをお願いします。 農地法第43条第1項の規定による届出書の受理については、内容は100ページの1件です。 議案書101ページをお願いします。 農地改良届出書の受理について内容は102ページの3件です。 議案書103ページをお願いします。 農地法第5条の規定による許可については、内容は104ページから105までの7件について許可証を交付しております。 報告事項は以上でございます。</p>
議 長	次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。
事 務 局	<p>次回の定例総会は、4月13日 水曜日に開催予定です。 委員調査については、調査日は、4月11日月曜日の予定です。 調査委員は、17番工藤委員、19番會田委員にお願いしたいと思ひます。件数が多い場合などは次の方にもお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	次に、7のその他について事務局よりお願いします。
事 務 局	<p>(1) 山形市農業委員会農地事務取扱要領の見直しについて (2) 令和4年度利用集積計画の事務処理年間予定表について</p> <p>資料に基づき説明する。</p>
議 長	他に皆さんからありませんか
草 苺 委 員	農地事務取扱要領の改正については、事務局の専決なのか。総会決定事項になるのか。その他扱いで報告したのであれば、事務局の専決になると思うのだが、総会に附すべき案件のようにも思うが。
事 務 局	<p>現段階で疑義があると思われまひます。事務局の専決であれば4月1日からの施行とし次回の運営委員会で報告させていただき、総会での協議が必要となった場合については、改めてご相談させていただき対応いたします。</p> <p>(草苺委員了承)</p>

議	長	他にございますか。
議	長	何もなければ、これで第22回総会を終了します。ご苦労様でした。 (閉会午後2時37分)